

臣不忍問 是梅陀羅 不宜住此

『真宗聖典』第二版九九頁、初版九一頁)

第一に、須らく教の大小を知り、教の二藏を知るべし。謂く、声聞藏及び菩薩藏なり。(略)菩薩の法を教えるを菩薩藏と名づく。(略)此の経は乃ち是れ菩薩藏の収なり。

第二に、須らく教局の漸及び頓を知るべし。(略)此の経は是れ其の頓教法輪なり。

第三に、須らく経の宗趣を知るべし。(略)此の経は観仏三昧を宗と為す。

此の経の始終、文は別して三有り。序・正・流通なり。初め従り乃至「世尊何縁与提婆達多為眷属」(以)来は其の由序なり。

化は必ず由有り。故に先ず序を明かす。由序なり。

初めの序の中に就いて、文は別して衆なりと雖も、義要は唯二なり。一は発起序、二は証信序なり。発起と言うは、仏將に経を説かんとするに、先ず時処に託して、神力を衆に集め、所説を起発するを名づけて発起と為す。此の発起は説教「興」の由「興由か」を為すを以て、発起序と名づく。

「一時」已下は、(略)前の一尙証信序に対する故に、自下は偏に発起に就いて以て釈す。(略)文は別して五有り。(略)五に「爾時王舎大城」已下は起化の事を明かす。

自下、起化の事を明かす中に於いて二有り。(略)二に「時阿闍世問守門」の下は、韋提希子の為に禁閉せられ、如来自身彼に往きて摂化することを明かす。(略)中に就いて四有り。一に、夫人子の為に幽禁せらる。(略)初の中に三有り。一に、世王其の母を害せんと欲するを明かす。二に、「時有臣」の下、勸「諫か」して聴さず。三に、「勅内官」の下、余瞋母を禁す。

第二に臣勸不聴の中の文句、四有り。一に、臣勸して聴さず。二に、王見て驚怖す。三に、耆婆重ねて勸す。四に、王聞きて母を放つ。初段の中に就いて、先ず勸人を列ぬ。「為王礼」の下、其の勸相を明かす。(略)勸相の中に就いて、「作礼」は身の勸、「白」等は口の勸。中に於いて、先ず昔今と異なることを彰す。初劫已来、無量の悪王ありとも、人として母を害する無し。「王今」已下は、今昔と異なることを明かす。今若し母を害せば「刹利種を汚してん」。「臣不忍」の下は已の嫌悪を明かす。「臣不忍聞」は心忍ばざる也。

母を殺すは眼に見ゆ。何ぞ聞くと云うことを得る。謂る世人の伝説を聞くに忍びず。

「不宜住此」は身不住(住まらざる)也。

上来、勸竟る。

〔浄影寺惠遠「五二三〜五九二」』『観無量寿経義疏』』『浄土宗全書』第五卷一七〇〜一七八頁

自下、起化の事を明かす中に於いて二有り。(略)二に「時阿闍世問守門」の下は、韋提希子の為に禁閉せられ、如来自身彼に往きて撰化することを明かす。(略)中に就いて四有り。一に、夫人子の為に幽禁せらる。(略)初の中に三有り。一に、世王其の母を害せんと欲するを明かす。二に、「時有臣」の下、勸「諫か」して聴さず。三に、「勅内官」の下、余曠母を禁す。

第二に臣勸不聴の中の文曲、四有り。一に、臣勸して聴さず。二に、王見て驚怖す。三に、耆婆重ねて勸す。四に、王聞きて母を放つ。初段の中に就いて、先ず勸人を列ぬ。「为王礼」の下、其の勸相を明かす。(略)勸相の中に就いて、「作礼」は身の勸、「白」等は口の勸。中に於いて、先ず昔今と異なることを文を分かつに三と為す。序・正・流通なり。

序の中の文は二。証信・發起なり。

二に發起序は諸経不同なり。(略)問う。今経、正しく殺父を以て發起と為す。何の故に此の逆事を挙げて發起と為すや。(答う)此の界は極悪なることを彰し、人をして厭棄てしめんが為なり。親所生の子、猶危害す。即ち人をして同じく浄土を欣わしめんと欲す。下に韋提希、「願為我生無憂恼处、不樂閻浮濁惡之世」(とあり)。

中に就いて二と為す。初は「爾時」の下、正しく殺父を明かす。次に「問守門人」の下、母を害せんと欲することを明かす。

母を害する中を四と為す。一は、子の為に幽閉せらる。(略)初の中に又三(あり)。一は、母を害せんと欲す。二は、二臣諫めて害することを聴さず。三は、内官に勸しし幽閉す。

(二臣の諫)王は国を食りて父を殺すと雖も、猶法に違せず。劫初已来、一万八千なり。未だ無道に母を害するを聞かず。母を害せんと眼見す。何ぞ聞くを言うことを得んや。謂く、「聞くに忍びず」、世人説き伝えん。「宜しく此に住すべからず」。他国に奔らんと欲す。故に「不住」と云う。国有りて已来、刑罰有りとも雖も、女人に加えず、況や所生の母をや。故に住せざる也。

(天台智顛「五三八〜五九七」)『仏説観無量寿仏経疏』、『浄土宗全書』第五卷二〇五〜二〇八頁)

二臣勸して母を害することを許さざるを七と為す。初は、伴と敬を申す。二は、「白言」の引証す。

三は、「王今為」、此の下、正しく諫める。四は、「時二大臣」の下、躬を退く。五は、「時阿闍世」の下、救いを求む。六は、「耆婆白」の下、重ねて諫める。七は、「王聞此語」の下、「止まりて母を害せず」と

あり。

「刹利」は梵音、此に田主と云う。理応に躬孝道に奉じ、万民を率化すべし。何ぞ自ら逆害を行ない、刹利種を汚さん。

「是旃陀羅」。旃陀羅は此に殺者と云う。極悪之人、及び蔑戾車等なり。王今貴族なり、云何が彼に同じき。

「不宜住此」と云うに二義有り。一は、王今悪を造り風化を存せざれば、京国神州豈に旃陀羅を王と為さしめんや。此れ王をして宮城を擯出することを作さん。二は、国に在ると雖も、我が宗親を辱しむ。故に遠く他邦の永絶無聞の地に渉るべし。故に「不宜住此」と云う。

(法聰「八世紀、中国唐代」『釈観無量寿仏経記』、『浄土宗全書』第五卷二三〇頁)

「劫初(已来)」の下、二臣の諫に三。初は、勸辞を釈す。二は、「以手(按劍)」の下、勸相を釈す。三は、「驚怖(惶懼)」の下、勸に従うことを明かす。

(宋・四明知礼「九六〇〜一〇二八」『観無量寿仏経疏妙宗鈔』、『浄土宗全書』第五卷二八四頁)

「二臣の諫止に三。初は、諫礼を修す。二は、諫詞を設ける。三は、諫已りて去らんと欲す。二に諫詞を設ける。

『観経』文

毗陀経は即ち俗典なり。或いは韋陀に作る。梵音小異なり。此の間の史書の如し。其の国事を紀す。位を貪りて父を殺す。此れ猶理有り、事に非ず。母を害するは誠に無道なり。西(天)竺の四姓、一切の姓を撰す。刹利・婆羅門の二を尊貴と為す。毗舍・首陀の二を下賤と為す。刹利は即ち王者の姓、旃陀羅は此に殺者と云う。即ち此の間の魁削の類なり。君既に無道ならば、賢臣輔けざる故に「不宜住」という。

(宋・靈之元照「一〇四八〜一一一六」『仏説観無量寿仏経義疏』、『浄土宗全書』第五卷三七五頁)

諫詞の中、(略)四姓は刹利、奕世に君臨し、王種也。婆羅門は道を守り貞に居し、淨行種也。毗舍は有無を貿遷し、商買種也。首陀は身稼穡に勤め、農種也。此の四は貴賤迥かに異なり、婚嫁通ぜず。王今母を害せんは大いに常情に逆い、王種を點辱する故に「汚」と云う也。即ち其の王を殺者と同ずると有りて鄙する。

『観経』に「不忍聞」と云うは、聞くを以て見に況する也。聞くも尚忍びず、況や眼見をや。

四姓は、靈之の云わく、(略)戒度の云わく、(略)『觀經』に「臣不忍聞」とは、淨影の云わく、(略)環興の云わく、無道の至り、我尚お名を聞くに忍びず。何ぞ能く事を接せんと也。又戒度の云わく、(略)『觀經』に旃陀羅とは、靈之の云わく、(略)法聰の云わく、(略)龍興の云わく、汝既に此の旃陀羅の行を作す。宜しく此の利利王の位に住すべからず。亦、汝は是れ旃陀羅なる者なり。我等、宜しく汝が国に住すべからず。亦可なるべし、他方に擯出すと。

問う。何ぞ旃陀羅を国主とせざるや。

答う。『涅槃經』六に云わく。我昔従り来、未だ嘗て旃陀羅種を而も王と為すことを聞見せざる也。若し旃陀羅、国を治して民を理ば、是の処 有ること無し已上。魁膾の類、何ぞ国を治めんや。

〔然阿良忠』二一九九〜二二八七』『觀經疏伝通記』、『浄土宗全書』第二卷二五三〜二五四頁〕

『觀經』を牒して「旃陀羅」の三字を積するに、(略)「四姓の下流也」等とは、問う、旃陀羅は四姓の外也。何ぞ四姓の下流と云うや。答う、四姓は即ち是れ王臣商農、是れ其の限り有り。知りぬ、旃陀羅は是れ四姓の外也。是れ四姓の内の下流に非ず。「四姓の下流」は依主釈也。

〔聖罔』二三四一〜二四二〇』『伝通記釋鈔』、『浄土宗全書』第三卷六七二頁〕

「臣不忍聞」とは、世間の人口風聞に預れば、臣聞くに忍びずと云う也。誠に君は堯・舜と仰ぎ、臣は禹・稷・臯・陶と呼ぶべきこそ願わんに、悪名四海に流布して天下の嘲りならんこと、聞くに忍ばざる也。悪声流布すれば、必ず世上にて口にうたいあざげられん。其れを聞かば堪忍なるまじき、と也。

「旃陀羅」とは、此に殺者と云う。即ち今の屠兒也。此の日本の穢多の類なり。肉をほぶり売るものをも旃陀羅と云う也。又『觀經疏』の意、其の性凶惡にして仁義を閑わず。四姓暴惡なるを通じて旃陀羅と云う〔細注 此れに古来二説有り。一に、旃陀羅、此に嚴幟と云う。是れ西土の屠殺の輩、惡業を以て自ら嚴る。行く時に鈴を揺がし、竹を持ちて以て標幟と為す。爾らざれば、王必ず之を罪す。爾らざれば、王必ず之を罪す。故に以て名と為す。是れ四姓の外、別に下族有り。二に、四姓の外、別に種有るに非ず。四姓の内に於いて非礼暴惡なる者、通じて此の称を受く。今家、後義に依りて釈したまう。(略)。

「不宜住此」とは、『觀經疏』に二義有り。(略)

〔良照義山』二六四八〜一七一七』『觀無量壽經隨聞講録』、『浄土宗全書』第十四卷五五一頁〕